

【 人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）】

雇用管理改善促進事業 計画届 ・ 変更届 提出書類一覧表

■ 提出期間：【計画届】

賃金の増額改定日の属する月の初日の6ヶ月前から2ヶ月前の前日まで

※1 既に給与規程、賃金テーブル、手当規定等に昇格評定を受けた建設技能者の賃金を5%以上増額させる旨が規定されている場合は、増額改定後の最初の賃金支払い日の6ヶ月前から2ヶ月前の前日まで

※2 1つの計画において、増額改定後の最初の賃金支払い日が複数ある場合には、増額改定後の賃金支払い日のうち、最初に到来する日の6ヶ月前から2ヶ月前の前日まで

■ 提出期間：【変更届】

「計画していた賃金の増額改定日の属する月の初日」もしくは「変更後の賃金の増額改定日の属する月の初日」のいずれか早い方の日の1週間前まで

※1 計画届の提出時点で既に給与規程等に昇格評定を受けた建設技能者の賃金を5%以上増額させる旨が規定されている場合は、「変更前の増額改定後の最初の賃金支払い日」もしくは「変更後の増額改定後の最初の賃金支払い日」のいずれか早い方の日の1週間前まで

■ 提出先： 千葉労働局 または 管轄のハローワーク

※ 千葉労働局に直接提出する場合は以下の住所までお送りください。

〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル 6F
 千葉労働局 職業安定部 職業対策課 分室
 TEL:043-221-4393

事業所名： _____

※ 添付書類は紛失防止のため、A4サイズに統一してください

No.	提出書類	備考	提出枚数(部数)		
			事業主	HW	労働局
1	人材確保等支援助成金(建設キャリアアップシステム等活用促進コース(雇用管理改善促進事業))計画(変更)届(建活様式第1号)	記入もれがないかご確認ください			
2	改定前賃金総額内訳確認票(建活様式第1号別紙1)				
3	増額改定の概要がわかる資料	算定対象となり得る人数、増額改定の割合等			
4	増額改定した毎月決まって支払われる賃金の内容が確認できる書類	賃金の増額改定日以降に施行を予定している給与規程、賃金テーブル等			
5	賃金台帳	改定前賃金算定期間に係る基本給、各種手当、賞与など賃金の支払い状況が確認できるもの			
6	その他管轄労働局長が必要と認める書類	審査のために必要に応じて求めることがあります			
受付年月日 年 月 日 書類確認者 HW 局					

【 注意事項 】

■ 各様式裏面の注意事項もご確認ください。

■ 次の事由により当該計画届の内容を変更しようとするときは計画変更届と変更の内容に係る書類等の提出が必要です。

(提出期間:「計画していた賃金の増額改定日の属する月の初日」もしくは「変更後の賃金の増額改定日の属する月の初日」のいずれか早い方の日の1週間前まで)

※1 計画届の提出時点で既に給与規程等に昇格評定を受けた建設技能者の賃金を5%以上増額させる旨が規定されている場合は、「変更前の増額改定後の最初の賃金支払い日」もしくは「変更後の増額改定後の最初の賃金支払い日」のいずれか早い方の日の1週間前まで

- ① 賃金の増額改定日の属する月に変更がある場合
- ② 増額改定後の最初の賃金支払い予定日に変更がある場合
- ③ 算定対象となる建設技能者を新たに追加する場合

■ 支給要件の確認のため、現地での確認や聞き取り、必要書類の提出を求めることがあります。

■ 添付書類の写しについては、原本から転記及び別途作成したものではなく、実際に使用者が事業場ごとに調整し、記入しているもの、または原本を複写機を用いて複写したものを提出してください。